

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション 会員制度及び入会規約

第一条 「本会の目的」

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション（以下：JFC）は、全国の撮影支援ネットワークを強化し国内外の映画・映像作品の製作支援をはじめ、フィルムコミッション（以下：FC）や映像関係者の人材育成支援、映像産業の振興・映像文化の普及、地域資源の評価などに資する事業を行い、国や地方公共団体、映像関係企業や団体、職能者組織などと協力、連携し、日本の撮影環境の発展に寄与することを目的とする。

第二条 「会員の種別」

本会は、本会目的に賛同する者に対し組織運営や情報発信を効率的に行うため、会員を業種別に登録する。

第三条 「正会員」

各種別において、所定の要件を満たしている個人及び団体。

(1) JFC認定FC：

- ① 指定の研修会を受講し「修了書」を有するスタッフが、現役で業務に従事していること
- ② FCの三条件（非営利公的機関であること、撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っていること、作品内容を選ばないこと）を遵守していること
- ③ 地域ブロックに対して現況の確認及び報告（運営体制/最低業務範囲等）を完了していること
- ④ その他JFC理事長が定める要件を満たしていること

(2) 一般FC：

上記①以外を満たす団体。

(3) 関係団体等：

（上記以外の自治体・観光関係団体、映像製作団体、撮影支援団体、その他関係団体等）

第四条 「賛助会員」

この法人の目的及び事業を賛助するために入会しようとする個人及び団体。

(1) JFCパートナーズ

- ①JFCの主旨に賛同し、積極的に協力を行う個人及び団体

(2) 一般賛助会員

- ①上記以外の個人及び団体

第五条 「入会・登録の手続き」

- (1) 本会へ入会しようとする個人及び団体は、入会申込書にて会員区分を選択し本会事務局へ提出するものとする。会員区分で「一般FC会員」を選択した場合は、別紙に示す「FC三要件運用ガイドラン」を一読の上、「FC三要件の遵守確認書」も提出すること。
- (2) JFC本会は、入会申込書の記載内容について、地域ブロックに確認を行う。
- (3) JFC本会は、入会申込書の確認後、入会金請求書を送付する。

- (4) FC 会員として、入会を申し込む個人及び団体は、入会手続き終了時まで、「ジャパン・ロケーション・データベース」用の写真を最低 5 枚提出する。

第六条 「年会費」

会員は、総会において下記に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 : 団体 10 万円、個人 10 万円とする。
(2) 賛助会員 : 団体 10 万円、個人 1 万円とする。

第七条 「入会期間」

- (1) 原則として、入会登録日（初年度会費の入金日）から、本会事業年度の終了日（7 月 31 日）までとする。
(2) 期間終了後は、退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新されるものとする。
(3) 設立初年度を除き、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間に年会費を支払うものとする。

第八条 「会員資格の一時停止又は処分」

会員が各号のいずれかに該当した場合、理事会の議決によりその資格を一時停止又は除名することができる。

この場合、理事会は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会規約・細則、国の定める法律に違反した場合。
(2) 本会の名誉・信用の損傷、又は他の会員等に著しく迷惑となる行為があった場合。
(3) 上記事項以外に本会が不相当と認めた場合。

第九条 「退会の手続き」

- (1) 会員は退会する場合、退会届を本会事務局に提出しなければならない。また、会費その他未納金がある場合は、これを完納して退会するものとする。
(2) 退会する場合、本会と関連する記載は全て速やかに取り外すものとする。

第十条 「拠出金品の不変換」

概納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第十一条 「変更の届出」

会員は、本会への届出内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うものとする。

第十二条 「規約の改正」

本会は、理事会の議決により本規約を変更できるものとする。

—入会に関するお問い合わせ—

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション

東京都中央区新川 1-28-44 新川 K・T ビル 4F

電話 : 03-3553-1251 FAX : 06-3553-1252 jfc@japanfc.org

FC 三要件の適用ガイドライン

1. 非営利公的機関である

○非営利であることについて

- ・FCは、制作者との対等な立場を担保するため、撮影支援サービス（施設利用料等は除く）に対する直接的な対価を受け取らない。
- ・FCスタッフは、個人的な利益とFCの任務の間に利害の対立があってはならない。
- ・FCスタッフは、映像関連企業あるいは映像関連企業にサービスを提供する企業の株主あるいは職員であってはならない。

○公的機関である

- ・FCは、撮影支援に際して、地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体と、以下のいずれかの関係にあること
 - －地域の自治体に所属する組織であること
 - －地域の自治体が活動を支援している唯一のFCであること

2. 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている

- ・FCは、地域内の撮影支援に関して、一元的な相談窓口となっていること
- ・上記窓口機能を果たすため、下記の体制を有すること
 - －地域内の国及び地方自治体の施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制
 - －地域内の企業・団体・住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制

3. 作品内容を選ばない

- ・FCは、表現の自由を尊重し、作品の内容により支援の可否を決めてはならない。
- ・対象作品に対する撮影支援の可否は、ロケ地の候補となった施設等（ロケ候補地）の管理者が決定するものであり、FCは、ロケ候補地の管理者と制作者の仲介、連絡調整を行う。

特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション
理事長 寺脇 研 殿

FC 三要件の遵守確認書

JFC の正会員に一般 FC として入会を申し込むに当たり、入会規約に定められた会員資格のうち、「FC 三要件」については「FC 三要件の適用ガイドラン」の内容を熟読し、同要件を遵守していることを確認いたしました。

平成 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 印